

飯能市談合情報対応要領

(平成13年2月15日決裁)

1 趣 旨

この要領は、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）又は入札談合等の不正行為を疑わせる事実（以下「談合疑義事実」という。）への対応等について必要な事項を定めるものとする。

2 情報の確認、報告等

- (1) 入札に付そうとする工事等について談合情報に係る通報を受けた者は、通報者に対して次に掲げる事項、その他必要事項を確認し、直ちに談合情報調書（様式第1号）作成し、契約担当課長に報告するものとする。
 - ア 通報者の氏名・連絡先
 - イ 入札対象工事等の名称
 - ウ 入札（予定）日時・場所
 - エ 落札予定業者名・金額
 - オ 談合等が行われた日時・場所
 - カ 談合等に関与した業者名
 - キ 談合等の方法
- (2) 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請することとする。
- (3) 通報者が明らかなきときは、契約検査課長は、通報者に対して、情報内容の裏付け等の詳細を確認するものとする。
- (4) 談合疑義事実を得たときは、談合疑義事実調書（様式第2号）を作成するものとする。なお、その後の対応については談合情報と同様に取り扱うものとする。
- (5) 契約担当課長は、談合情報及び談合疑義事実に関する報告を受けたときは、当該談合情報の内容を談合情報報告書（様式第3号）にまとめ、直ちに市長及び飯能市建設工事請負指名業者資格審査会（以下「審査会」という。）の会長に報告するものとする。

(6) 審査会の会長は、談合情報及び談合疑義事実に関する報告を受けたときは、直ちに審査会を招集し、当該談合情報の信憑性及び入札参加者に対する事情聴取の実施等の善後策について審議するものとする。ただし、審査会を招集する暇がないと認めるときは、審査会の会長がこれを決定し、後日審査会にその経過及び結果を報告することができるものとする。

3 事情聴取の実施

(1) 審査会において、信憑性なしと判断できない場合や談合疑義事実を得たときは、入札・契約事務（落札決定、契約締結事務等）を保留し、速やかに事情聴取を行うものとする。

(2) 事情聴取等を実施することとなったときは、速やかに入札参加者全員から下記事項について事情を聴取し、その内容について事情聴取書（様式第4号）を作成するものとする。

ア 他者からの働きかけ等の談合等の事実の有無（ある場合はその内容）

イ 入札金額（見積額）の算定方法及び体制

ウ 談合等の防止に関する取組み

エ 共同企業体の結成方法（共同企業体の場合）

オ その他

(3) 事情聴取は、契約担当課長及び契約担当者等の複数の職員によって行うものとする。

(4) 事情聴取は、対象者全員を集めて、一社ずつ別室に呼び出して聞き取りを行うものとする。

(5) 事情聴取は、先ず入札参加者の営業担当者を対象に行い、その後、入札参加者の代表者を対象に行うものとする。

(6) 入札参加者の営業担当者を対象に事情聴取を行い、談合の事実があったと認められない場合は、その後に行う入札参加者の代表者を対象にした事情聴取の際、誓約書（別記1 誓約書例）を提出させるものとする。

(7) 入札前に事情聴取を行う場合は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前において行うか、又は入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うものとする。

- (8) 一般競争入札の場合で入札前に事情聴取を行うときは、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として事情聴取を行うものとする。

4 審査会への報告等

- (1) 事情聴取を行ったときは、その経過及び結果を審査会に報告するものとする。
- (2) 審査会では、事情聴取等の結果を踏まえて、談合の事実があったと認められるかどうかを審査するとともに、その後の対応について審議する。

5 入札前に談合情報及び談合疑義事実を把握した場合の対応

- (1) 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、飯能市契約規則（平成12年規則第1号。以下「規則」という。）第15条第1項の規定により入札を延期し、又は取りやめるものとする。
- (2) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意文書（別記2標準書式）を配布した後に入札を行うものとする。
- (3) 前号により入札を行う場合は、すべての入札参加者に対し、第1回の入札に際して工事費内訳書を提出するよう要請するものとする。
- (4) 工事費内訳書の提出に当たっては、入札に際し、当該工事の積算内容を把握している職員が立ち会い、工事費内訳書に談合の形跡がないかを入念にチェックするものとする。この場合において、必要に応じて当該工事費内訳書を提出した者に対して質問をすることができるものとする。
- (5) 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、当該入札を保留にし、審査会にその経過を報告するとともに、審査会の議を経て当該入札の結果を決定し、その結果を当該入札参加者に通知するものとする。

6 入札後に談合情報及び談合疑義事実を把握した場合の対応

(1) 契約締結前の場合

ア 事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、規則第16条第10号の規定により入札を無効とするか、又は公正取引委員会に通報し、その調査等に委ねるかを判断するものとする。

イ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上で落札者と契約を締結するものとする。

(2) 契約締結後の場合

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、工事の進捗状況等を考慮し、契約を解除するかどうかを判断するものとする。

7 入札参加者への調査結果等の通知

事情聴取を行った場合は、その結果及びその後の市の対応について、当該入札参加者に通知するものとする。

8 公正取引委員会への通報

談合情報及びその調査結果等を公正取引委員会へ通報する場合は、審査会の意見を聴くものとする。

9 談合情報等の公表

公正取引委員会へ通報した場合、原則として公表するものとする。

10 報道機関への対応

報道機関への対応については、審査会の会長の指示を受けて、契約担当課長が対応するものとする。

1 1 その他

この要領に定めのない事項については、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年2月1日決裁）

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月10日決裁）

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月27日決裁）

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

様式第 1 号

談 合 情 報 報 調 書

情報を受けた日時	平成 年 月 日 () 時 分
通報手段	電話・書面・メール・報道・面接
受信者所属・氏名	
工事名又は業務名	
入札 (予定) 日	平成 年 月 日

1 通報者 (情報源)

通報者の氏名		電話等連絡先	
匿名の場合 その理由			
情報を寄せた 目的			

2 談合情報の内容

<p>ア 落札予定業者等 (落札予定業者名) (落札予定金額) 円</p>
<p>イ 談合がどうして分かったのか 直接どこか () で会っていた・電話による・FAXによる・メールによる どうして分かったのか・その理由</p>

3 談合情報の内容

ウ 談合が行われた日時・場所

(日時) 平成 年 月 日

(場所)

エ 談合の具体的な方法

(1) 落札予定者の決め方や順番、各業者の入札金額とその決定方法は

(2) 談合を指揮した業者、申し入れや協力依頼の内容は(談合に関与した業者名等)

オ 談合を行うための組織の有無

当該入札に限った組織か、地域や業種による組織の存在なのか

4 入札の方法 (該当する項目に○印を付し、具体的な方法を記入すること。)

一般競争入札・指名競争入札 (通常・工事希望型・公募型・簡易公募型)

その他 ()

5 事前公表している内容 (該当する項目に○印を付すこと。)

入札日時 名称 (工事・業務) 場所 (工事・業務) 入札参加者 予定価格 その他 ()

様式第2号

談 合 疑 義 事 実 調 書

平成 年 月 日

事実を得た日時	平成 年 月 日 () 時 分
通報手段	電話・書面・メール・報道・面接
受信者所属・氏名	
工事名又は業務名	
入札(予定)日	
入札の方法	(該当する項目に○印を付し、具体的な方法を記入すること。)
	一般競争入札・指名競争入札(通常・工事希望型・公募型・簡易公募型)・その他()
事前公表している内容	(該当する項目に○印を付すこと。)
	入札日時 名称(工事・業務) 場所(工事・業務) 入札参加者 予定価格 その他()

1 通報者(情報源)

通報者の氏名		電話等連絡先	
匿名の場合 その理由			
情報を寄せた 目的			

2 談合を疑うに足りる情報の内容

ア 談合があると疑うに足りる事実を得た根拠等

談 合 情 報 報 告 書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 () 時 分
受信者所属・氏名	
工事名又は業務名	
入札（予定）日	
情報提供者	・報道機関 () ・その他 () <u>役職・氏名等</u>
情報手段	
談合情報の内容	
応答の概要	

事情聴取結果報告書

平成 年 月 日

事情聴取の事由	
談合情報を受けた日	平成 年 月 日 () (郵送の場合は、消印の内容)
入札(予定)日	平成 年 月 日 () 時 分
事情聴取の日	営業担当者 平成 年 月 日 () 代 表 者 平成 年 月 日 ()
事情聴取の際の質問 事項等	
事情聴取の結果	

別記1 誓約書例

誓 約 書

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に係る入札については、談合その他の不正行為は、一切いたしておりません。

また、今後においても、そのような不正行為をすることは決してないことを誓約いたします。

なお、入札終了後あるいは契約締結後、談合その他の不正行為の事実が明らかになったときは、本件入札を無効とし、契約を解除されても異義はありません。

また、この誓約書が公正取引委員会に送付されても異義はありません。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

飯能市長 氏 名 様

文 書 番 号
平成 年 月 日

様

飯能市長 氏 名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る入札
に当たっての注意事項について（通知）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る入札に当たっては、入札終了後あるいは契約締結後、談合その他の不正行為の事実が明らかになったときは、当該入札を無効とし、契約を解除することがありますので、あらかじめご承知おきください。